

< 資料4 > 指定管理者制度と運営権の重畳利用の方向性 （審議事項）



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

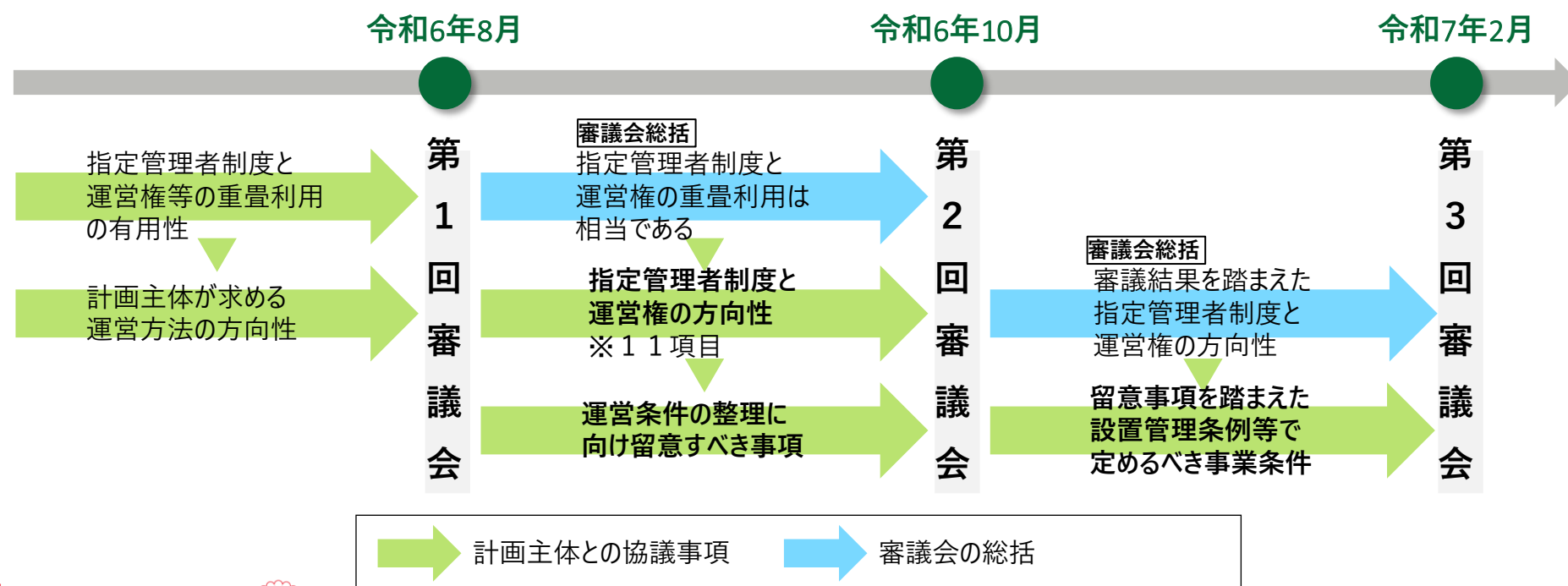
1.指定管理者制度と運営権の重畳利用の方向性	3
------------------------	---

2.運営スキーム図（初期案）	6
----------------	---



1.指定管理者制度と運営権の重畳利用の方向性_(1)審議事項

- 「指定管理者制度と運営権の重畳利用の方向性」について、計画主体との検討状況を考慮し11項目の整理を行った。
- この内、方向性の整理が必要な「運営権の重畳利用（運営方式、事業期間）」、「利用区分・料金設定」、「指定管理料に代わる収入源の取扱い」、「ガバナンス体制」について、整理が相当か審議いただく。
- 本方向性を基に、計画主体と「運営事業として設置管理条例及び実施方針条例で定めるべき事業条件」について協議を進める。



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

1.指定管理者制度と運営権の重畳利用の方向性_(2)方向性まとめ (1/2)

- 指定管理者制度と運営権の重畳利用の方向性・概念を以下のとおり。本方向性を基に、計画主体と「運営事業として設置管理条例及び実施方針条例で定めるべき事業条件」について協議を進める。

項目	整理事項	基本的な方向性
運営権の重畳利用	①対象施設・位置づけ	● <u>計画主体が整備するメインアリーナについて、市が寄附を受け、これを公の施設として設置する</u> ✓ 第40号議案「負担付きの寄附の受納」に基づき方向性を整理 ※ 上記以外の敷地内その他施設について、民間事業として当該運営会社が維持管理・運営を行う
	②運営方式	● <u>計画主体が設立する運営会社を指定管理者に指定し、本施設において「指定管理者制度と運営権の重畳利用は有用」であるため、運営会社に運営権を設定することを基本とする</u> ✓ 第40号議案において、計画主体が設立する運営会社を指定管理者に指定すること、運営権を設定する場合は、当該運営会社を選定事業者とすることとしている ✓ 民間独立採算を前提に、第一回三河安城交流拠点検討審議会において、当該運営会社に運営権を設定する方向性に異論がないことを確認している
	③事業期間	● <u>運営期間は47年程度を目安に、計画主体と協議のうえ決定する</u> ✓ 基本協定書において、計画主体は本拠点が存続する限り、シーホース三河のホームゲームを本拠点で行うこととしている ✓ 47年程度は、法定耐用年数（RC造、体育館用）を目安としている
④業務範囲		● <u>計画主体は施設の多目的な利活用を想定していることから、特定事業と任意事業により構成される業務を対象とすることを基本とする</u> ✓ PFI法に基づき方向性を整理
⑤利用区分・料金設定		● <u>利用料金は条例の範囲内で運営会社が設定し、自らの収入として徴収することを基本とする</u> ✓ 第40号議案において、予定建築物等の利用に係る料金は、指定管理者である運営会社の収入として収受させることとしている ✓ 本拠点は公の施設として設置するため、設置管理条例に利用料金の上限等を定める必要がある ✓ 運営権者が行う利用料金の設定・変更は、市の承認は不要、市に対する届け出のみ必要となる

赤文字：審議事項



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

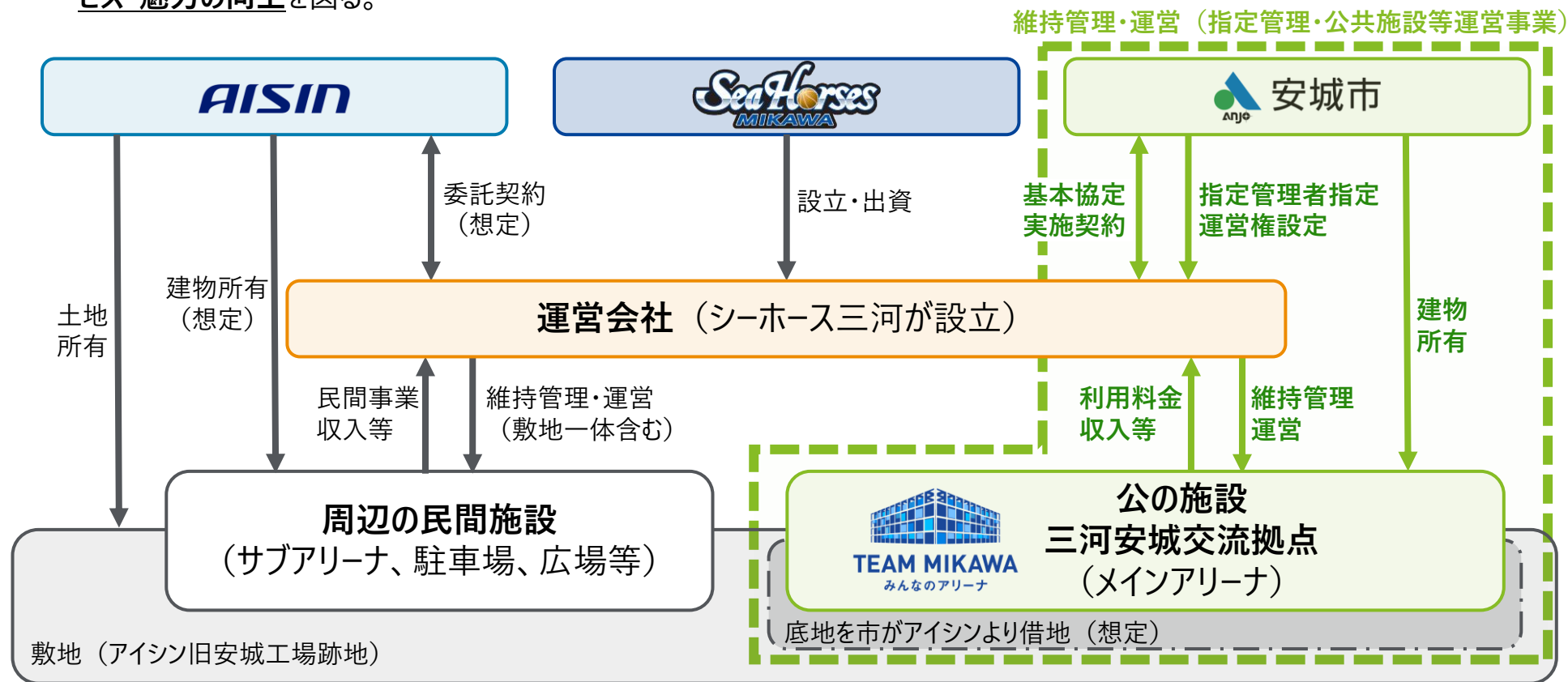
1.指定管理者制度と運営権の重畳利用の方向性_(2)方向性まとめ (2/2)

項目	整理事項	基本的な方向性
	⑥指定管理料に代わる収入源の取扱い	● 民間独立採算であることから、運営会社の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減は、原則として運営会社に帰属させることを基本とする ✓ 指定管理料等の支払いがない民間独立採算を前提とするため、運営の結果生じる収益等は原則として運営会社に帰属させることを想定する ✓ 昨年度の審議会で提出された収支計画では、指定管理料に替わる収入源が確保できなければ赤字運営になるとされており、運営上の創意工夫、経費節減が求められている ✓ 基本協定書に基づく「調整を要する事項」において、ネーミングライツや広告事業など、指定管理料に変わる収入源を、市民利用に影響させることなく、どのように、どれだけを計画主体が調達できるようにするか協議することとしている ✓ 市と計画主体は、土地は運営会社が民間事業として管理運営し、基本協定に基づき、市はアリーナの投影面積分のみアイシンから借り受ける予定である ✓ 運営権対価の取扱いは、計画主体が作成する事業計画を踏まえ、協議のうえ決定する
資産区分・負担	⑦維持管理・運営に係る費用負担	● 維持管理・運営（大規模修繕含む）に係る費用は、運営会社の負担を原則とする ✓ 基本協定に基づき方向性を整理
	⑧官民リスク分担	● 維持管理・運営上の責任は、運営会社が負うことを原則とする ✓ 基本協定に基づき方向性を整理
⑨事業終了時の責任区分		● 事業終了段階に、市及び市民に負担が生じないよう調整する ✓ 基本協定に基づき方向性を整理
⑩PFI手続き・スケジュール		● 運営権を設定することから、PFI法上定められた各種手続きを実施する ✓ PFI法に基づき方向性を整理
	⑪ガバナンス体制	● 今後事業計画立案において、市及び計画主体の双方によるガバナンスの枠組を構築する ✓ 本事業の各業務が、それぞれの事業期間を通じて、円滑に遂行されるとともに、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、市及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する ✓ 先進事例等を参考に、市によるモニタリング基本計画や、計画主体の施設活用方針を考慮した上、計画主体によるガバナンス実施計画書の作成等を検討する

赤文字：審議事項

2.運営スキーム図（初期案）

- シーホース三河が設立する運営会社と市の間で、指定管理に係る基本協定・運営権に係る実施契約を締結し、当該運営会社によって三河安城交流拠点（メインアリーナ）の維持管理・運営を民間独立採算※により行う。
- 周辺の民間施設（サブアリーナ、駐車場、広場等）は、民間事業として当該運営会社が維持管理・運営を行う。
- 公共施設及び民間施設、敷地全体を一体的に維持管理・運営することで、拠点全体の効率的な維持管理・運営と、サービス・魅力の向上を図る。



※メインアリーナ及び周辺の民間施設等（周辺地域の利活用含む）における全体での民間独立採算を想定する



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**